

津野町役場（本庁舎）移転に伴うネットワーク設備等
移設設計業務

委託仕様書

高知県 津野町

第1章 総 則

1. 適 用

本仕様書は、津野町が発注する津野町役場（本庁舎）移転に伴うネットワーク設備等移設設計業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 目 的

津野町では、役場本庁舎の建替を計画しており、概略スケジュールは以下のとおりである。

令和5年9月～令和6年12月頃：新庁舎建設工事

本業務においては、本仕様書に基づいて上記に示す新庁舎での運用が可能となるようにネットワーク設備等の移設設計を行うことを目的とする。なお、調査及び設計にあたっては、津野町の意向・スケジュール等を考慮した上で、最終的な新庁舎への移設を見越した効率的なネットワーク設備等の移設設計とすること。

3. 委託業務名

津野町役場（本庁舎）移転に伴うネットワーク設備等移設設計業務

4. 業務場所

本庁舎：津野町永野 471 番地 1

：津野町永野 225 番地 1（新庁舎移転先）

西庁舎：津野町力石 2870 番地

総合保健福祉センター里楽：津野町姫野々 431 番地 1

5. 履行期間

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

6. 費用の負担

本業務の調査・設計等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。なお、本業務実施のために必要な図面類、関係資料等は受託者の要望があれば、津野町から受託者に貸与するものとする。

7. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

また、成果品等において、特定の製品名・製造所名またはこれらが推測されるような記載をしてはならない。（ただし、本業務内にて比較検討等を行い決定した製品等についての記載は、

問題無いものとする。)

なお、これにより難しい場合は、あらかじめ津野町と協議を行い、承諾を得ること。また、受託者は、本業務に基づく整備工事等の入札に参加することは出来ないものとする。

8. 再委託の禁止

受託者は、本業務の処理を一括してあるいは本業務の一部を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、やむを得ず業務の一部を再委託する場合は、書面により津野町の承諾を得なければならない。

9. 秘密の保持

受託者は、本業務の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務の終了後も同様とする。

10. 業務品質の確保

本業務の実施においては、業務の意図及び目的等を十分に理解した上で、所定の性能、強度、耐久性、経済性、施工性、安全性、信頼性、美観、環境衛生等の諸条件を満足する内容となるように、受託者が保有する知識及び必要な技術を十分に発揮しなければならない。

また、津野町担当職員と連絡を密にし、協議・打合せ等を実施した場合は、後日確認ができるように協議事項、立会人、変更内容等の詳細を記載した議事録を作成し、津野町の承認を得ること。

11. 安全確保

業務の遂行にあたっては、常に安全管理に必要な処置を講ずるとともに、労働災害の防止に努めなければならない。

12. 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

13. 他人の土地への立ち入り

受託者は、本業務の遂行にあたり、他人の施設または土地への立ち入り等の必要性が生じた場合は、事前に関係者の了解を得るものとし、その旨を津野町に届け出ること。

また、津野町関連機関における土地、建物への立ち入りについては、受託者の申請により津野町がその手続を行う。

14. 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、または協議を受けた場合は、誠意をもってこれにあたり、協議内容を津野町に遅滞なく報告しなければならない。

15. 提出書類

- (1) 受託者は、契約後速やかに、業務工程・業務責任者を含む業務計画書を作成し、津野町の承認を得なければならない。なお、承認された事項を変更しようとする場合は、その都度、承認を受けるものとする。
- (2) 受託者は業務の着手、完了にあたって津野町の契約約款に定めるもののほか、別途津野町の指示する書類を提出しなければならない。

16. 成果品の検収

- (1) 受託者は、業務完了時に成果品の検収を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 成果品の審査に合格後、指定された提出書類一式を納品し、監督職員の検査をもって完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

17. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、津野町、受託者協議の上、これを定める。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、委託業務上当然行わなければならないと認められるものについては、受託者において補足するものとする。

18. 本業務の所有権

本業務で作成された成果品及びその他必要となる書類等の所有権（他で著作権及び所有権が設定されているものを除く。）は、全て津野町に帰属するものとする。

19. 著作権侵害の防止

受託者は、その作成する成果品が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを、津野町に対して保障することとする。

20. 損害賠償

- (1) 受託者は、その作成する成果品が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、または必要な措置を講じることとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、第三者の施設などに損害を与えた場合は、直ちに津野町に報告するとともに、受託者の責任において速やかに対処することとする。

21. 業務完了後の協力等

次について津野町の要請があった場合、受託者はこれに協力するものとする。

- (1) 工事等発注時における質問回答書の作成
- (2) 設計図書に疑義が生じた場合

第2章 業務一般

1. 関連法規等

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、各種標準規定等に準拠したものとすること。また、これらの適用を受けないもので他の標準規格・基準等がある場合は、それに準拠するものとする。

- (1) 有線電気通信法及び同法施行令・施行規則
- (2) 電気設備技術基準
- (3) 情報セキュリティ管理基準（経済産業省）
- (4) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (5) 建築基準法及び同法施行令・施行規則
- (6) 地方自治法
- (7) 道路法
- (8) 道路交通法
- (9) 消防法
- (10) 文化財保護法
- (11) 放送法及び同法施行規則
- (12) 日本産業規格（JIS）
- (13) 日本技術標準規格（JES）
- (14) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- (15) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (16) 日本電子機械工業会標準規格（EIAJ）
- (17) 電気電子学会（IEEE）
- (18) その他、関連規則及び条例等

2. 業務内容（実施設計）

(1) 現状調査

移設にあたっての事前情報整理として、現在、津野町で運用されている全ての端末（サーバ、パソコン、プリンタ、その他情報機器）や、業務システム等について調査を行うこと。

参考までに、現在の既存システム一覧を別紙「既存システム一覧」に示す。

調査対象とする業務システム等については、現在運用中である防災行政無線システム（同報系及び移動系）を含む全てのシステムとし、また、サーバ・クライアントの別なく役場業務に利用されている全ての情報基盤システムとする。以下にその対象を示す。

① 端末（サーバ、パソコン、プリンタ、その他情報機器）

対象機器の型番や管理番号、ネットワーク接続状況等の調査を行い、調査完了後には、全ての機器について移設可否（移設した方が良い機器や、新設した方が良い機器）を検

討し、移設方針を決定すること。

また、現庁舎の平面図を用いて、上記一覧と整合性の取れた端末配置図（サーバ類に関してはラック搭載図等）を作成すること。

② ネットワーク

現在、運用されているネットワーク（基幹系、情報系、LGWAN 系など）について調査を行い、本庁舎内における現在のネットワーク構成が容易に確認可能なネットワーク全体構成図を作成すること。

また、必要によっては既存システム業者に対してヒアリング・問合せ等を行い、現状の構成を明確にしておくこと。

③ 外部回線

現在、津野町が活用している高知県情報ハイウェイを含む外部の回線（外部回線）について、各通信機器の設置状況や用途について調査・整理すること。必要によっては、各担当課等にヒアリングを行い、確認するものとする。

なお、外部回線における契約先業者との調整・移設申込等については、津野町が行うものとするが、受託者は、必要な情報の提供・調査などに協力すること。

(2) 移設設計

受託者においては、下記に示す①～④の作業を実施し、工事発注等に必要となる図書を作成すること。なお、新庁舎の設計（建設）業者と協議を必要とする場合、または協議を求められた場合は、受託者は誠意を持って対応すること。

また、情報コンセントや 19 インチラックの設置など、担当の切り分けや責任分界点の確認を含め、建設工事側との調整が必要となってくる部分については、随時調整の上、作業を進めるものとする。

① 現庁舎に設置してあるサーバ類を新庁舎へ移設または新設

- ・新庁舎内の機器配置設計（配線設計・19 インチラック等設置設計・電源設計等）
- ・既存保守業者等に連絡を行い、必要な作業費・見積等の取得
- ・2(1)現状調査で新設した方が良いと判断したサーバ類については新設を行うこと。

② 新庁舎内のネットワーク設備設計

・基本方針

新庁舎内のネットワーク設計に関する方針にあたっては、基本的には現在の構成等を踏襲することを原則とする。以下に示すアからオまでの代表的な項目については、新庁舎での運用に影響を与えないよう留意するとともに、工事側での対応となるため、作成する発注仕様書等にも漏れなく記載を行うこと。

ア．論理構成設計

イ．IP アドレス設計

ウ．ルーティング設計

エ．情報セキュリティ設計

オ．運用設計 など

- ・ネットワーク機器設計

基本的には、現庁舎に設置されているネットワーク機器の流用等を前提とした経済的な機器設計を行うものとし、移設されてくる端末等が問題なく稼働できる状態とすること。なお、2（1）現状調査の結果やネットワーク停止期間等の観点から、機器を流用することがふさわしくない場合については、新設を含めた設計を行うこと。

- ・ネットワーク配線設計

- ・無線 LAN 設計

LGWAN 系とインターネット系で使用する PC は有線のほか、無線 LAN を使った接続を行えるようにし、執務室や会議室等で使用できるように設計すること。無線 LAN の範囲については、津野町と協議し調整を行うこと。

③ 新庁舎への端末（サーバ類を除く。）移設設計（新設を含む）

- ・端末の移設方針検討（誰が、いつ、どのように）

業者による移設または町職員による移設かなど総合的に検討を行い、最も効率的な移設方針を検討すること。

- ・2（1）現状調査で新設した方が良いと判断した端末については、新設を含めた設計を行うこと。

- ・移設費用の積算

④ 電話回線及び電話機等の新設

- ・電話回線及び電話機等について新設する。

電話機等の仕様については、津野町と協議のうえ、決定すること。

⑤ 新たに導入するシステム比較検討・設計

- ・比較検討

現庁舎からの移設ではなく新庁舎に新たに整備することを検討するシステムについて、製品の持つ特徴・メリット・デメリットなどを比較検討すること。

- ・実施設計

上記の比較検討の結果、新たに導入することが決定したシステムについては、下記以降に示す設計図面や積算資料の作成を行うものとする。

（3）設計図面作成

上記（2）で示した各種設計について、機器配置図・ケーブル配線図など、発注に必要な工事図面類を作成すること。

なお、設計図面作成にあたっては A3 版を基本とする。

（4）積算資料（設計書）作成

設計書及びその基礎となる積算資料を作成すること。積算資料の作成にあたっては、国が定める積算基準等に準拠するものとする。また、採用する値（価格、歩掛り等）については、

その根拠資料を添付すること。

公に認められた根拠が存在しない工事部材・機器等がある場合は、三社以上から見積書を取得して設計価格とすること。

(5) 発注仕様書作成

発注に必要となる仕様書を作成すること。

※ なお(3)～(5)の図書に関しては、発注が複数に分割される場合は、その必要数に応じた図書を作成すること。発注方法等については、別途、津野町より指示を行うものとする。

3. 完成図書

本業務における完成図書については以下のとおりとするが、提出後、委託期間内に津野町の承認を受けるものとする。なお、提出部数は2部とし、CD-R等による電子データも1式提出すること。また、移設設計に関する完成図書(1)～(5)に関しては、別途指示する。

(1) 現状調査報告書

(2) 設計図面

(3) 積算資料(設計書、代価表、単価表、三社見積書等の積算根拠を含む。)

(4) 発注仕様書

(5) 議事録

(6) 上記図書の電子データ(CAD等再利用可能な形式であること。)

以 上